

# 宮城県公報

発行 県  
 宮城 (総務部私文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告示

ページ

○廃棄物が地下にある土地の指定

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の区域変更

○土地区画整理組合の解散の認可

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○土地改良事業計画の認可(三件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○宮城県告示第六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十一条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人 ハーティ仙台  
ハーティ仙台

八幡 悅子

八幡 悅子

主たる事務所の所在地

仙台市青葉区八幡六丁目一番十六・一〇一号

定款に記載された目的

この法人は、女性自らが暴力被害女性に対しても保護・自立支援に関する活動及び女性への暴力根絶に向けた事業を行い、女性の人権擁護ひいては男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十三年一月七日

○宮城県告示第六十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

○宮城県告示第六十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるものとして政令で定める区

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

域を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。  
 平成二十三年一月二十八日

事業所番号	設置者名	事業所の名称	変更年月日
○四五五〇〇七六八	宮城県高齢者生活 協同組合	ハ乙女児童デイ杜つ子	平成二十三年 1月1日
	協同組合	ハ乙女放課後児童デイ	
変更後	変更前		

## ○宮城県告示第六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があつたので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
○四一一〇〇〇三三	若草園 登米市東和町米川字西綱木六番地一	社会福祉法人 恵泉会	平成二十三年 三月三十一日
○四一一〇〇〇四一	若生園 登米市東和町米川字西綱木二十四番地	社会福祉法人 恵泉会	平成二十三年 三月三十一日

## ○宮城県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の一第一項の規定により、次のよつて保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- (1) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (3) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (4) 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 2 黒川郡大和町吉田字山下一三八の六から一三八の八まで
- 3 土砂の流出の防備
- 4 保安林として指定された目的
- 5 变更後の指定施業要件
- 6 立木の伐採の方法
- 7 土砂の流出の防備
- 8 变更後の指定施業要件
- 9 立木の伐採の方法
- 10 主伐に係る伐採種を定めない。
- 11 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 12 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 13 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 14 次のとおりとする。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 2 栗原市栗駒文字馬立場（次の図に示す部分に限る。）

2 平成二十三年一月二十八日  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(-) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒文字鍛治屋(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

文字鍛治屋(一〇の三・一〇の四(以上一筆について次の図に示す部分に限る。))

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(-) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 女川牡鹿線  
三 道路の区域

変更の区間		前 後	前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
地名	地番				
牡鹿郡女川町飯子浜字飯子	一〇一一番地先から同郡同町飯子浜字夏浜一三一一番地先まで	一八・〇	三〇・〇	八・〇	一五一・〇
		三四・〇			一五一・〇

○宮城県告示第七十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百九十九号)第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

#### 一 組合の名称

名取市閔下地区画整理組合

#### 二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

#### 三 解散事由

事業の完成

#### 四 解散認可の年月日

平成二十三年一月二十一日

○宮城県告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称  
仙台市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

## 1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

## 2 名称

仙台市公共下水道

## 3 事業施行期間

変更なし

## 4 事業地

## 1 収用の部分

変更なし

## 2 使用の部分

昭和三十三年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第四千九十三号、昭和四十二年建設省告示第九百六十一号、昭和四十二年建設省告示第四千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第二千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第八百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第一千百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第一百六十四号、昭和六十一年宮城県告示第一百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十一年宮城県告示第一百四十三号、昭和六十一年

宮城県告示第一千三百五十六号、昭和六十一年宮城県告示第一千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第二百三十四号、平成元年宮城県告示第三百六号、平成元年宮城県告示第三百八号、平成元年宮城県告示第三百十一号、平成五年宮城県告示第四百四十五号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成七年宮城県告示第九十一号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成九年宮城県告示第五百六号、平成十年宮城県告示第九百五号、平成十年宮城県告示第九百六号、平成十三年宮城県告示第三百五十七号、平成十五年宮城県告示第七百五十三号、平成二十二年宮城県告示第一百五十七号の事業地に

○宮城県告示第七十四号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、加美郡西部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十三年一月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。  
平成二十三年一月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

宮城県告示第一千三百五十六号、昭和六十一年宮城県告示第一千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第二百三十四号、平成元年宮城県告示第三百六号、平成元年宮城県告示第三百八号、平成元年宮城県告示第三百十一号、平成五年宮城県告示第四百四十五号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成五年宮城県告示第四百七十一号、平成七年宮城県告示第九十一号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成九年宮城県告示第五百六号、平成十年宮城県告示第九百五号、平成十年宮城県告示第九百六号、平成十三年宮城県告示第三百五十七号、平成十五年宮城県告示第七百五十三号、平成二十二年宮城県告示第一百五十七号の事業地に  
青葉区みやぎ台一丁目の一部、みやぎ台二丁目の一部、みやぎ台三丁目の一部、みやぎ台四丁目の一部、みやぎ台五丁目の一部、芋沢字横向山の一部、芋沢字横手の一部、芋沢字荒屋敷の一部、芋沢字荒神の一部、芋沢字長坂の一部、芋沢字平の一部、芋沢字明神の一部、芋沢字要害の一部、下愛子字西風蕃山の一部、郷六字葛岡の一部、錦ヶ丘一丁目の一部、荒巻字青葉の一部、上愛子字新宮前の一  
部、上愛子字大針の一部、上愛子字田中の一部、宮城野区蒲生字袋西ノ内第一の一部、岩切字引田の一部、岩切字今市東の一部、岩切字余目南の一部、田子字中坪の一部、田子字田中西の一部、若林区霞目字谷風の一部、霞目一丁目の一部、荒井字遠藤の一部、荒井字鎌沼下の一部、荒井字沓形の一部、荒井字御散田の一部、荒井字広瀬の一部、荒井字広瀬前的一部、荒井字鎌沼下の一部、荒井字沓形の一部、荒井字御散田の一部、荒井字広瀬の一部、荒井字広瀬前的一部、

○宮城県告示第七十五号

所長 高橋幸夫

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、旧迫川右岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十三年一月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年一月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

## 公示

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次とおり一般競争入札に付す。

平成二十三年一月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式
  - 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

## 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者又は開札時まで

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受け

ていい者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十一号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第一項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用者人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といつ。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自ら若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第一号に規定する暴力団（以下「暴力団」といつ。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」といつ。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号及び第七号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方メートル以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

- 10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年一月二十四日（木）午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 富城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、富城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 富城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一・三三三三五）へ平成二十三年一月十六日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八四一三 富城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 富城県行政庁舎十五階  
宮城県教育厅生涯学習課管理調整班（担当 吉田 實之 電話〇二二一・二二一・三六五五）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十三年二月二十一日（火）までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年一月二十四日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十三年三月十五日（火）午後五時まで（郵送により提出する場合は、一重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十三年三月十六日（水）午前十一時十五分 富城県行政庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

- 1 調査基準価格について 本入札は、財務規則（昭和二十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもつて入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/koukei/keiyaku/>）からダウンロードすることができます。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を下回る入札を行つた入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載する」と。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行つ」とある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約

対象業務じつてこなたぬ、IJの業務上係る歳出予算が不成立じなつたいせば入れの中止や契約の解除を行ひじむかね。

## 六 やのせ

- 1 契約手続じよこして使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金　財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度よりむけんへ札保証金の免除の特例に関する規定（平成二十二年福島県規則第十九号）第二条の規定による。
- 3 契約保証金　財務規則第五十二条及び四十四条の規定による。
- 4 入札の無効　本公司に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない都のつた入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効じむ。
- 5 入札金額の記載方法　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の四分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるじむせ、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載あらじむ。
- 6 落札者の決定の方法　財務規則第五十条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」といふ）の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をしたものを落札者じむ。ただし、調査基準価格を下回る入札につき、落札者となるべき者の入札価格によつては、その都によつて当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められると、又せんの都に契約を締結するにしが公正な取引の秩序を乱さうじむためおそれがあると認めた場合は、又せんの都に契約を締結するにしが公正な取引の秩序を乱さうじむためおそれがあつて難しく不適切だおもい認めたれぬときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の都の内の最低の価格をもつて入れした者を落札者じむじがね。
- 7 契約書作成の要領　観覧
- 8 申請書等の作成に要する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担じむ。
- 9 詳細は入札説明書に記す。

## 七 概要

## Summary

- 1 Service to be Procured: Cleaning of the Miyagi Library building
- 2 Period of Contract: April 1, 2011 to March 31, 2014
- 3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : March 16, 2011, 11 : 15 a.m. Miyagi Prefectural Government Office building, 16<sup>th</sup> Floor, Board of Education Secretariat Meeting Room

4 Deadline to Submit Bid (by mail) : March 15, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact person : Hiroyuki Yoshida, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3651

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に關する規定の適用を取扱ふ調達を、次のじゆつ一般競争入札に付く。

平成二十二年一月二十八日

福島県知事　村　井　嘉　矩

## 一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量　福島県美術館清掃業務　一括
- 2 調達役務の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間　平成二十二年四月一日至平成二十六年三月三十日まで
- 4 履行場所　仙台市青葉区川内元支倉三十四番　福島県美術館

## 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十六条の四の規定に該当しない者でない。
- 2 福島県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載された者又は開札時より福島県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者である。
- 3 公告の日から開札の日まで福島県からの物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を設けていない者である。
- 4 平成二十二年三月三十日以前に民事再生法（平成十一年法律第一〇四）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十一号）第十一条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者である。

- 5 平成十一年四月一日以後に民事再生法第一十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされてこなした者である。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その都に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合においては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされたなかつた者じま。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしてこなした者又は申立てをなされてこなした者（同法附則第一条の規定による）

従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7

宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいつ。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を图り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第一号に規定する暴力団(以下「暴力団」といふ。)暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不正に利用していると認められるとき。

8

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号及び第七号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9

過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方メートル以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績をあること。

有すること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年二月二十四日(木)午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間ににおいて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一・三三三五)へ平成二十三年二月十六日(水)午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八四一三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

宮城県教育厅生涯学習課管理調整班(担当 吉田 寛之 電話〇二二一・二二一・三六五一)

### 2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十三年二月二十三日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年二月二十一日(火)までに1あて申し出ること。

### 3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年二月二十四日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出期限

平成二十三年三月十五日(火)午後五時まで(郵送により提出する場合は一重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

### 5 開札の日時及び場所

平成二十三年三月十六日(水)午前十時三十分 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室

### 四 入札に参加することができない者

1 一二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

## 五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年富城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とするものである。

## 2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方針により、最低価格入札者と契約するにあつて、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」といへば）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内訳は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、富城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/kaiyaku/>）からダウンロードする。

## 3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を行つた入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面によつて提出する。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載する。

## 4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について 1の業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行つたのである。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、富城県からの提出を求められたときは、それに応じなければならぬ。

(二) 受注者は、業務を行つた仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、富城県からの提出を求められたときは、それに応じなければならぬ。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について富城県からの事情聴取を求められたときは、1に応じなければならぬ。

## 5 長期継続契約について 1の業務は、年度当初からの業務を開始する必要があることから地方公

治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、1の業務に係る歳出予算が不成立となつたときは入札の中止や契約の解除を行つたのである。

## 六 その他

## 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除に関する規則（平成二十二年富城県規則第十九号）第一條の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の四五分の四に相当する金額を入れ札書に記載する。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以降「予定価格」といへば）の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をしたもの落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者による調査契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結する方が公正な取引の秩序を乱すといひなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結する方が予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。

7 契約書作成の要領 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Service to be Procured: Cleaning of the Miyagi Museum of Art

2 Period of Contract: April 1, 2011 to March 31, 2014

3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : March 16, 2011, 10 : 30 a.m. Miyagi Prefectural Government Office building, 16<sup>th</sup> Floor, Board of Education Secretariat Meeting

Room

4 Deadline to Submit Bid (by mail) : March 15, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact person : Hiroyuki Yoshida, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3651

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

## 競争入札の公示

○ 施設改修工事第九回

平成七年簡易選管告示第八回（個人演説会場を開催するにあたる施設の改修）の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年一月一十八日

宮城県公報編集委員会

委員長 佐藤 健一

高須賀地区定住センターの隣の次に次のとおり記載する。

回 市北村字前山一五番地

遊楽館

二〇一二年二月二十一日 浜字小田丸二番地